

令和8年度スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業
(スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業)
公募要領

1 事業名

令和8年度スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業（スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業）

2 事業の趣旨

スポーツ大会・合宿・イベント等への参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむスポーツツーリズムは、地方誘客による交流人口の拡大、幅広い関連産業の活性化や関連消費の拡大等、スポーツによる地域活性化・まちづくりにおいて重要な要素の一つである。

スポーツ庁では、これまで策定された「スポーツツーリズム需要拡大戦略」や「武道ツーリズム推進方針」等に基づき、スポーツツーリズムコンテンツ磨き上げのモデル事業、国内外向けのデジタル技術を活用した広報や体験会を含むプロモーション、文化庁・観光庁と連携したスポーツ文化ツーリズムの推進等の各種施策を展開してきたところである。

スポーツツーリズムに関するこうした取組は各地で徐々に芽生えつつある一方で、各地に新たなスポーツ文化拠点やスポーツの誕生、海外プロチームの誘致などが生み出すムーブメントもみられる。今後も増加が見込まれる訪日旅行者を主なターゲットとし、引き続き地域資源を最大限に活用した地域独自の取組を進めるとともに、これらの新しいムーブメントを活用した高付加価値な取組を進める必要がある。このため、本事業では、地域スポーツ資源を活用した国内外から選ばれる観光コンテンツ創出のためモデル事業を実施し、事業の効果検証を実施する。

3 事業の内容

新たなスポーツ文化拠点やスポーツの誕生、海外プロチームの誘致などが生み出す、新しいスポーツのムーブメントを活用した高付加価値コンテンツや、スポーツと独自の地域資源を掛け合わせた、“ローカルブランド化”を目指すコンテンツの創出をモデル的に実施し、交流人口・消費額拡大への貢献等の効果検証を行う。

(1) テーマ

ア 一体型スポーツツーリズム

高品質なスタジアム・アリーナでの観戦や海外スポーツチームのジャパンツアー、国際大会等の新たなムーブメントを活用し、競技団体・リーグ・民間企業等が連携して、観戦にとどまらずスポーツを含む地域資源と融合した高付加価値なコンテンツを創出し、当該地域及び周辺地域への交流人口拡大と滞在期間の延伸を図る取組。

イ 武道ツーリズム

日本発祥の武道（柔道・剣道・空手等）と歴史・文化を組み合わせ、日本でしか体験することのできない希少価値の高いコンテンツを創出し、国内外の旅行者の更なる地方誘客を図る取組。

ウ その他（スノースポーツ・登山・ニュースポーツ等）

日本固有の自然資源等の地の利を活用し、優位性のある自然環境を活かしたスノースポーツや、多島美・里山景観を楽しむハイキング・トレッキング等のアウトドアスポーツ、アーバンスポーツや新しいジャンルのニュースポーツ等と周辺観光を組み合わせたコンテンツを創出し、地域の魅力向上及び持続可能な観光地形成を図る取組。

(2) 事業規模（予算）及び採択件数

ア 一体型スポーツツーリズム

事業規模：1件当たり15,000千円（税込）を上限とする

採択件数：2件（予定）

イ・ウ 武道ツーリズム及びその他

事業規模：1件当たり9,000千円（税込）を上限とする

採択件数：4件（予定）

※テーマ別の採択件数はスポーツ庁参事官（地域振興担当）の技術審査委員会で審議の上決定する。

（3）契約期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

（4）効果の検証

事業効果の検証のため、地域課題解決への目標到達点（KPI）を3項目以上設定すること。その際、下記の案の中から2項目を選択し、独自で1項目以上設定すること。また、そのうち定量的目標を1項目以上、定性的目標を1項目以上設定すること。なお、最終的には受託後にプロジェクトチーム^{※1}、スポーツ庁及び事務局^{※2}と調整のもと決定する。

また、事業の効果測定・検証にあたっては、事務局と協議のうえ、モニターツアーやアンケート等の手法によって参加者の満足度や課題及び改善点を抽出し報告すること。また事務局側にて用意する効果検証（アンケート、実証時の有識者派遣等）に協力すること。

<KPI案>

- ・地域への関心度の向上
- ・地域住民（地域外住民を含む）の行動変容
- ・他地域との連携による波及効果
- ・地域での経済効果・観光消費額
- ・コンテンツ、ツアーへの満足度
- ・地域性をともなうスポーツの認知度向上

※1 スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業内で立ち上げる、スポーツによる地域活性化・まちづくりに積極的に取り組む行政・スポーツ・観光等の関係団体や有識者が連携・協働した包括的なチームを指す。

※2 令和8年度「スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業」の受託者を指す。

（5）事業成果の報告

ア 事業成果報告書

事業が完了した際には、事業の成果を基に委託事業完了報告書及び事業結果説明書を提出する。

イ 報告会議及び成果発表会

事業期間内に3回ほど開催される報告会議に出席し、事業の進捗報告を行うとともに、令和9年2月～3月頃に開催される成果発表会に参加し、最終報告を行う。ただし事業の進捗状況については、スポーツ庁及び事務局の求めに応じて適時報告すること。事業報告会の参加に必要な経費は事業経費予算額に計上することができるものとする。

（6）留意事項

- ・本事業に応募する事業は、令和8年度において、国または地方公共団体から同一事業に対する補助金、委託費等の交付を受けないものであること。
- ・1事業者1応募までとするが、複数のスポーツテーマを含んだ応募は可能であり、その際は主となるスポーツテーマを示すこと。
- ・単発の事業やイベントではなく、翌年度以降も持続可能な取組とし、その手法を示すこと。また、事業開始翌年度から3年間は、事業の継続状況について経過報告を行うこと。
- ・再委託先を公募して選定する場合、企画提案書にその旨明記すること。（スポーツ庁の事前承認が必要となる。）再々委託は不可とする。
- ・採択後事業を開始するにあたっては、プロジェクトチーム、スポーツ庁及び事務局と十分な打ち合わせを行うこと。
- ・業務を遂行するために必要となる全ての経費は契約額に含むものとする。ただし以下の経費は対象外となる。

<委託対象外経費>

- ・契約期間外に執行した経費
- ・国や地方自治体から同一事業に対して補助金、委託費等支給されている場合、又は、支給を予定されている場合の事業経費
- ・委託先の業務運営に係る人件費、旅費、光熱水料等の恒常的な経費
- ・営利のみを目的とした経費
- ・親睦を深めるための交際経費
- ・実施するイベントにおける景品等の購入費
- ・クーポンや乗車船券等の割引原資のための経費
- ・会食費、弁当代等の飲食費（例：モニターツアー参加者の食事代金は委託対象外）
- ・本事業における資金調達に必要なとなった利子
- ・その他本事業と無関係と思われる経費

4 事業の委託先

地方公共団体、民間企業、関係企業等が連携した団体、協議会、または法人格を有する団体とする。

5 企画競争に参加する者の必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

7 選定方法等

(1) 選定方法

本事業の委託先の選定は、客観性、公正性及び透明性を確保するため、本公募要領、委託要項、審査基準等に基づき、提出のあった企画提案書について、スポーツ庁参事官（地域振興担当）の技術審査委員会における審査を実施し、委員会の意見を踏まえ行う。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

(4) 条件付き採択

選定において条件付き採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した事業計画書及び経費計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

8 公募説明会

本企画競争に関わる説明会を、①令和8年4月3日（金）11:00と②4月7日（火）13:30にオンラインにて行う。説明会への参加を希望する者は、それぞれの開催日17:00までに、E-mailアドレス（stiiki@mext.go.jp）に氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上申込すること。登録時に入力する氏名、所属、役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。なお、オンライン接続方法等は、スポーツ庁から申込者に連絡する。説明会への参加は任意である。

※説明会は同じ内容であるため、参加する場合は、どちらか1日のみの参加とすること。なお、1団体につき2端末までの接続とする。

9 企画提案書の作成・提出方法等

(1) 企画提案書の提出先

住 所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

担 当：スポーツ庁参事官（地域振興担当）

電 話：03-5253-4111（代表）内線 3931

E-mail：stiiki@mext.go.jp

（2）企画提案書の作成方法

企画提案書は別添の「企画提案書」書式を使用して作成することとするが、一部の項目については、所定の事項を任意の様式で表現することも可能とする。様式及び記載事項の詳細は、別添「企画提案書」書式を参照すること。

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- ・メール未達の場合でも、当方は一切の責任を負わないものとする。

（3）企画提案書の提出方法

上記（1）に示す E-mail アドレス宛に、令和 8 年 4 月 22 日（水）17：00 までに応募の意思があることを連絡すること。

スポーツ庁から送付するアップロード先 URL に令和 8 年 4 月 23 日（木）12：00 までに必要書類をすべてアップロード（提出）すること。

- ・送信メールの題名は、【応募団体名】＋事業名にすること。
- ・アップロードファイル名は、【応募団体名】＋事業名にすること。
- ・アップロード完了後、上記（1）に示す E-mail アドレス宛にアップロードしたことを連絡すること。確認通知は、送信者に対してメールにて返信する。なお、確認の返信メール が提出後 1 営業日以上経っても届かない場合、電話にて確認すること。

（4）アップロード（提出）書類

アップロード（提出）書類は以下①～⑦までの個別ファイルと、全データを 1 つの PDF ファイルにまとめたセットファイルをそれぞれ送ること

①企画提案書及び参考見積書

※指定書式：書式は MS 明朝・11pt 以上

②企画提案書内容に沿った概要資料（A 3 用紙 1 枚）

③審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し。（該当の場合のみ提出）

④誓約書

⑤JV を構成する場合は、その内容が分かる協定書（任意様式）

⑥（任意）別紙にて説明が必要とされる資料（A 4 用紙 30 枚以内）

⑦（任意）本事業の実現ビジョン（本事業に取り組む背景、課題認識、実現したい姿、およびそれに対する考えなど）をまとめた資料（A 4 用紙 1 枚）

（5）その他

- ・企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等については返却しない。
- ・必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。
- ・期限に遅れた企画提案書や期限後の企画提案書の修正、差し替えは認めない。
- ・企画提案書及び参考見積書については事業規模の範囲内で提出すること。

1 0 誓約書の提出等

（1）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

（2）前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

（3）前 2 項は、本企画競争に参加を希望する者が地方公共団体の場合は適用しない。

また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

1 1 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に事業実施条件を調整した上で、別途事業計画書を提出してもらい、条件の調整が整い次第、委託契約するものとする。なお、契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。契約金額については、事業計画書の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合は、契約締結を行わない場合がある。

また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

<契約締結に当たり提出が必要となる書類>

選定の結果、契約予定者となった場合、遅滞なく以下の①～④までの書類を提出する必要があるの
で、事前に準備をすること。再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ①事業計画書（委託業務経費内訳を含む。スポーツ庁参事官（地域振興担当）の技術審査委員会から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。）
- ②再委託に係る業務委託経費内訳
- ③委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（人件費規定、謝金規定、旅費（出張）規程、一般管理费率算出根拠、見積書など）
- ④委託契約書別紙（銀行口座情報）

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、この旨を再委託先にも十分周知すること。

1.2 スケジュール

事業期間は契約締結日から令和9年3月12日（金）までとする。

公募開始 : 令和8年3月31日（火）

公募説明会 : 令和8年4月3日（金）11:00～、4月7日（火）13:30～ ※希望者のみ

公募締切 : 令和8年4月23日（木）

審査・選定 : 令和8年5月中旬

事業実施説明会（採択団体向け）: 令和8年6月上旬

事業計画書の提出 : 令和8年6月上旬

契約締結 : 令和8年6月中旬予定

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

1.3 その他

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (2) 事業実施にあたっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。
- (3) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (4) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (5) 経費計上及び経費処理の留意事項本委託事業に係る経費計上及び経費処理に当たっては、委託要項・委託要領等の他、「委託事業の手引き（文部科学省委託事業実施者向け）」（<https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/gpindex.asp>）によるものとする。

1.4 本件に関する質問等

本件に関する質問等は、4月7日（火）17：00までに、団体名、氏名、連絡先（E-mailアドレス、電話番号）を明記の上、9（1）に示すE-mailアドレス宛に行うこと。回答はメールにて行う。ただし、審査や当該者のみが有利になるような質問等については回答しない。また、質問に係る回答で重要な情報はスポーツ庁ホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

この公募は、令和8年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、事業規模やスケジュール等を変更する場合がある。